

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第32条に規定するとおり、報酬等は評議員会により支給を承認された常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては支給しない。

- 2 常勤理事に対して支給する報酬等は、報酬、役員賞与及び退職手当とする。
- 3 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により常勤理事を退任した者に限り支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別紙第1に定める額とする。

- 2 賞与の額は、別表第2に定める算式により算定される額とする。
- 3 退職手当の額は、別表第3に定める算式により算定される額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は毎月15日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日)に支給する。

- 2 賞与は毎年6月及び12月に支給する。
- 3 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤理事を退任した後3ヶ月以内に支給する。
- 4 報酬等は通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族又は本人より指定された相続人。以下同じ)に支払う。ただし本人からの申し出があつたときは、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤理事に就任した者に対しては、評議員会により報酬等の支給が承認された場合には、その日から報酬を支給する。

- 2 報酬等の支給を受けている常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。
- 3 前2項の場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第3項の規定にかかわらず、報酬等の支給を受けている常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその業務の遂行に当たって負担した費用(業務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう)については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円
理事	月額 600,000円

別表第2(第3条関係)

6月の賞与 報酬の月額×2ヶ月以内

12月の賞与 報酬の月額×2ヶ月以内

別表第3(第3条関係)

理事長 (報酬の月額×在職年数×3.0)+功労加算金

理事 (報酬の月額×在職年数×2.0)+功労加算金

功労加算金については、退職手当の30%以内とする。

附 則

この規程は平成25年4月1日より施行する。